消費生活通信

8月
vol.130

?役場町民課
消費生活センター
☎27−1958(直通)
※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

子どもとスマホ、インターネットに関する相談事例　第５回

うまい話にはウラがある！？ 定期購入トラブル

【事例】SNSの広告をタップしたら縦に長～い販売サイトに飛んだ。途中で読むのが面倒になってしまい、今すぐ手に入れる！というボタンを押して注文したら、初回お試し品が届いた２週間後に２回目の商品と約１万円の請求書が届いた。サイトの下のほうに書かれていた重要事項を読み飛ばしてしまったらしい。最低５回継続が条件で、とても払えない。

【助言】お得を強調するサイトほど注意しましょう。未成年者の契約は取り消せる場合もありますので、早めにセンターへ相談してください。

スプレー缶による事故・皮膚障がいにご注意

制汗剤、冷却スプレー、日焼け止め、虫除けスプレー、殺虫剤など様々なスプレー缶を使用する夏は、スプレー缶による事故も多く発生しています。特に、可燃性ガスを使用しているエアゾールスプレー缶は使用時だけでなく、廃棄処理するまで注意が必要です。

事例1. 吸い込んだ、目に入った
室内で靴に防水スプレーをかけていたら呼吸困難、吐き気、めまいを感じ受診。「薬品による気管支炎」と診断された。

事例2. 高温や劣化により破裂した
浴室に置きっぱなしにしていたシェービングクリームの缶が音を立てて吹き飛び、浴室内を汚損した。

事例3. 周囲の火種から引火した
室内が暑いため冷却スプレーを室内と体にかけた。友人がつけたライターに引火・爆発し、全身やけどを負った。

6月相談受付状況

件数	主な相談内容
9件	プロバイダ契約・ネット通販・脱毛剤（定期購入）・クレジットカード

スプレー缶の廃棄方法（聖籠町）

必ず中身を出し切って、屋外で穴を空けてから空き缶として資源ごみ（黄色いネット）に出してください。簡単にガス抜きできるキャップがついている商品もありますので、注意書きを読んでみてください。中にガスが残っていると、ごみを処理する際の爆発事故の原因になり、大変危険です。

日時 会場 内容 対象 申し込み ?問い合わせ